2．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
⑴貸付金	11,661,979,711,338		
貸倒引当金	△　165,531,067,974		
	11,496,448,643,364	11,946,907,411,217	450,458,767,853
⑵破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権	87,062,884,239		
貸倒引当金	△　73,483,682,562		
	13,579,201,677	13,579,201,677	0
⑶財政融資資金借入金（1年以内償還予定を含む）	(1,740,318,931,000)	(1,828,055,191,697)	(87,736,260,697)
⑷デリバティブ取引	(17,597,957,963)	(17,597,957,963)	0

＊負債に計上されているものは、(　) で示しております。

（注１）　金融商品の時価の算定方法

①　貸付金

貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で政策金利を反映するため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額をもって時価としております。一方、固定金利によるものは、元利金の合計額をリスクフリーレートに信用リスクを加味したレートで割り引いて時価を算定しております。

②　破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権

破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該価額をもって時価としております。

③　財政融資資金借入金（1年以内償還予定を含む）

財政融資資金借入金（1年以内償還予定を含む）の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

④　デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）であり、割引現在価値を時価としております。

（注２）　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：円）

	貸借対照表計上額
投資有価証券＊1	2,645,877,928
関係会社株式＊1	43,634,338,940
金銭の信託＊2	15,511,130,579
融資契約承諾済融資未実行額＊3	0

＊1　これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

＊2　金銭の信託については、信託財産が、時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものであります。

＊3　融資契約承諾済融資未実行額については、融資対象である途上国における開発事業等の執行の態様が極めて多様であること等から、将来の融資実行に関する合理的な見積りが困難であるため、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

（金銭の信託関係）

1．運用目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2．満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

3．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

（単位：円）

	貸借対照表計上額	取得原価	差　　額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	15,511,130,579	16,348,655,133	837,524,554	0	837,524,554

㈱　「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当機構は、職員の退職給付に充てるため、確定給付制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度、確定拠出制度として、確定拠出年金制度を設けております。